八　保育所、認定こども園又は第六号、第十三号若しくは第十四号に規定する事業その他の子ども・子育て支援に関する事業であって、市町村長が適当と認めるものを新たに運営する者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
九　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を長時間行う場合に、当該事業に従事する者の賃金額を増加させる事業
十　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
十一　児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
十二　児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
十三　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
十四　家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（特定の乳児又は幼児のみを対象とするものを除く。）
十五　次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業
イ　児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。
ロ　児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。
十六　保育所（地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）に勤務する保育士その他の職員の賃金額の増加に必要な資金に充てるための費用の一部を補助する事業
十七　保育所（地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）において保育士の業務を補助する者の賃金その他当該者に係る必要な経費に充てるための費用の一部を補助する事業
十八　保育の提供体制の整備の促進を図るため、土地又は建物を所有する者と保育所その他の保育を提供する施設を設置しようとする者との連絡及び調整その他必要な援助を行う事業
十九　児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって同法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けていないもの（国及び地方公共団体以外の者が設置するものであって、児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）若しくは新認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。）の条例で定める基準（以下「認可基準」と総称する。）又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（以下「認定要件」と総称する。）に適合することが見込まれるものに限る。）に対し、次に掲げる費用の一部を補助する事業
イ　児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対する保育を行うことに要する費用
ロ　認可基準又は認定要件に適合したものとなるよう、必要な助言及び指導を受けることに要する費用
ハ　認可基準又は認定要件に適合するための計画の作成及び見直しに要する費用
ニ　認可基準又は認定要件に適合するため、施設の移転に要する費用又は仮設の施設の設置に要する費用

附　則

この府令は、子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○内閣府令第三十五号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「総務調整官」の下に「、技術企画官」を、「低潮線保全官」の下に「、品質確保対策官」を加え、同条第一項中「とする。）」の下に「、技術企画官」を、「低潮線保全官」の下に「、品質確保対策官」を加え、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、第十項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　品質確保対策官は、命を受けて、直轄工事の入札及び契約に関する審査、調整及び苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの並びに直轄工事の実施に係る適正な施工の確保その他の土木工事に係る品質確保に関する調査、調整及び指導に関する事務をつかさどる（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課、港湾空港防災・危機管理課及び港湾空港情報管理官の所掌に属するものを除く。）。

第十一条中第九項を第十項とし、同条第八項中「北部ダム事務所」を削り、同項を同条第九項とし、同条中第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　技術企画官は、命を受けて、開発建設部の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第二十二条第十四号中「第二十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、同条第二十三号中「第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

第二十三条第三号中「ワからレまで」を「ヲからタまで」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ホからレまでをニからタまでとする。

第二十四条第一号中トを削り、チをトとし、リからナまでをチからネまでとする。

第三十一条第一項中「八人以内」を「七人以内」に改める。

第三十二条第一項中「五人以内」を「六人以内」に改める。

第三十五条第十号中「（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。次号において同じ。）及び業務勘定（経営課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）」を削る。

第三十六条中第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四　食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定及び業務勘定（農業経営安定事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百二十四条第三項に規定する農業安定事業をいう。）に係る部分に限る。）の経理に関すること。

十五　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利の管理及び処分に関すること。

第五十九条中「二室」を「三室」に、「防災課」を「防災課　情報通信技術室」に改める。

第六十条第四号中「社会資本整備事業特別会計及び」を削り、「特定国有財産整備勘定」の下に「及び自動車安全特別会計の空港整備勘定」を加える。

第六十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

（情報通信技術室の所掌業務）

第六十二条の三　情報通信技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備計画及び調査に関すること。

二　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備の実施計画、施工、監督及び検査に関すること。